

**労働者協同組合法の成立・施行**

2021年12月に労働者協同組合法が成立し、昨年10月に施行された。森林組合法以来40数年ぶりの協同組合法の成立であり、与野党・全会派の合意・賛同を得て超党派の議員立法として提出されたことが示すように、法成立は時代が求めたものであると言える。

労働者協同組合はワーカーズコープと通称される。組合員による出資、組合員の意見を反映した事業の運営、組合員自らその事業に従事、という3つを基本原理とする。そこでの仕事は「地域における多様な需要に応じた事業」であるとともに、「持続可能で活力ある地域社会の実現に資する」ものでなければならぬとされている。そして設立については準則主義によるものとされ、届出だけ、3人以上の発起人がいれば設立可能とされている。

その労働者協同組合法の成立・施行に連動して労働者協同組合法人の設立が増加するとともに、事業の活性化・多様化が進展してお

り、中でも第一次産業に関連した活動が注目される。

**「いさよ〜山梨」**

ここで労働者協同組合センター事業団三多摩山梨事業本部（以下「山梨事業本部」）の取り組み2つを紹介

月に事業を開始したものである。

事業は①農業軽作業支援サービスと②生活支援サービスに分かれる。利用者に会員登録してもらい、一方で応援者に登録してもらって、いさよ〜山梨の事務局が間に入ってマッチングを行なう。①

は79名となっている。

**「夢ぶどう協同村」**

このいさよ〜山梨をけがで利用するようになった山梨市のブドウ生産農家から持ち掛けられた相談をきっかけにつくられたのが「農の継承事業」としての「夢ぶどう村」である。この生産農家の指導を得て、「園主パートナー」と「援農サポーター」の2つの会員を募って農園を維持していく取り組みで、本年3月に開始した。

とりあえず40アールでスタートし、園主パートナーは約30平方メートルの園地に利用権を設定してシャインマスカットの栽培管理を行い、援農サポーターは会費を払って作業を体験し、生産したものを受け取る。

**「困りごと」の事業化**

労働者協同組合らしい事業展開であるとともに、農業の実情からしてニーズは高く、協同組合間連携をも活かした取り組みの多様化と拡大を期待したい。

時流を読む  
第一次産業の  
強力な助っ人たれ  
農的デザイン研究所代表 蔦谷 栄一

介しておきたい。1つが有償ボランティアの派遣組織「いさよ〜山梨」である。これは管轄するエリアが重なっている山梨事業本部と生協パルシステム、JAフルーツ山梨が、お互いに抱えている課題についての情報共有を進める中で2020年1

はブドウであれば、種なしにするためのジベレリン付けや、傘掛け、摘粒等、桃の場合は摘果や袋掛け等、②は家事、送迎、育児、草取りや庭木の剪定、電球の交換や雪かき等々を内容とする。本年1月末での利用会員は85名、応援会員